葉山町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公 費負担に関する条例の一部を改正する条例

葉山町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和2年葉山町条例第29号)の一部を次のように改正する。

(別 紙)

令和4年11月30日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正により、自動車の使用、ビラの作成及び ポスターの作成の公費負担額の限度額が引き上げられため、提案するも のであります。

葉山町条例第 号

葉山町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の 一部を改正する条例

葉山町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和2年葉山町条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第 11 条中「525 円 6 銭」を「541 円 31 銭」に、「310,500 円」を「316,250 円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の葉山町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公 費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙か ら適用し、同日前までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

条例の概要

題 名

葉山町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の 一部を改正する条例

1 趣旨

公職選挙法施行令の一部改正により、自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成の公費負担額の限度額が引き上げられたため、所要の改正を行うこととした。

(1) 自動車使用に係る公費負担額の限度額引上げを次のとおり行うこととした。

区分		改正後	改正前	
一般運送契約 (ハイヤー方式)		64,500 円(変更なし)	64,500 円	
一般運送契約以外の契約				
	自動車借入れ	16,100 円	15,800 円	
	燃料供給	7,700 円	7,560 円	
	運転手雇用	12,500 円(変更なし)	12,500 円	

- (2) ビラ作成に係る公費負担額を7円 51 銭から7円 73 銭に引き上げることとした。
- (3) ポスター作成に係る公費負担額の限度額引上げを次のとおり行うこととした。

区分	改正後	改正前
印刷費 (1枚当たり)	541円31銭	525円6銭
企画費	316,250 円	310,500 円

※表中の単価は、消費税を含む。

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (2) この条例の規定は、施行日以後の選挙から適用し、施行日前までに期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

改正後

○葉山町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関 する条例

令和 2 年 12 月 11 日条例第 29 号

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

- 契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その 他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべ き金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自 動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業 者等に対し支払う。
- (1) (略)
- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に 応じ、それぞれに定める金額
 - ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契 約1という。) である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において 自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場 合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限 る。) のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日につ いてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が16,100円を超える場 合には、16,100円)の合計金額
 - イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該 選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を 含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代 金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第 2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった 日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されて いる日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額で あることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申

改正前

○葉山町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関 する条例

令和 2 年 12 月 11 日条例第 29 号

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

- |第4条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の |第4条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の |第4条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の 契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その 他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべ き金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自 動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業 者等に対し支払う。
 - (1) (略)
 - (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に 応じ、それぞれに定める金額
 - ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契 約」という。) である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において 自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場 合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限 る。) のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日につ いてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場 合には、15,800円)の合計金額
 - イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該 選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を 含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代 金と合算して、7.560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第 2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった 日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されて いる日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額で あることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申

改正後

請に基づき、委員会が確認したものに限る。) ウ (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべ き金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たり の作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に 当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項 第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めると ころにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限 る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書 に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者から の請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の 契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払 うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541円31銭に当該選挙におけるポ スター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙 におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場 合には、その端数は、1円とする。)を超える場合には、当該除して得た 金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選 挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会 が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認し たものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を 業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し 支払う。

改正前

請に基づき、委員会が確認したものに限る。) ウ (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の 契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべ き金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たり の作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に 当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項 第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めると ころにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限 る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書 に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者から の請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払 うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭に当該選挙におけるポ スター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙 におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場 合には、その端数は、1円とする。)を超える場合には、当該除して得た 金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選 挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会 が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認し たものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を 業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し 支払う。